

新宿区立図書館公衆無線 LAN 運営ガイドライン

令和 6 年 3 月 22 日
5 新教中利第 3099 号
中央図書館長決定

(趣旨)

第 1 条 このガイドラインは、新宿区立図書館（以下「施設」という。）に公衆無線 LAN を設置し、インターネット接続サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、利用者の情報検索・収集機会の拡充支援を図るため、サービスの提供のあり方及び利用の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第 2 条 サービスの適正な管理を行うため、施設に管理責任者を置くものとする。

- 2 管理責任者は、新宿区立中央図書館長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、サービスの提供趣旨を踏まえ、公序良俗に反する等の施設の利用にふさわしくないウェブサイトへの接続を制限することができる。
- 4 管理責任者は、サービスの適切な利用を図るため、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対し、情報セキュリティに関する注意喚起及び利用の認証等の必要な措置を実施するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第 3 条 サービスを利用できる場所（以下「サービス利用場所」という。）は、管理責任者が別に定める。

- 2 サービスを利用できる時間（以下「サービス利用時間」という。）は、原則各施設の開館時間とする。ただし、サービス利用場所の利用時間が当該施設の開館時間と異なる場合は、当該利用時間をサービス利用時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めるときは、臨時にサービス利用時間を変更することができる。

(サービス提供の中止)

第 4 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止することができる。

- (1) サービスの保守又は工事を行う場合
- (2) 自然災害及び停電等の非常事態により、サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) サービスに係る設備の障害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 管理責任者がサービスの運用上、必要であると判断した場合

(サービス利用の利用に係る同意)

第5条 利用者は、サービスに接続することにより、次に掲げる事項に同意したものとみなす。

- (1) このガイドライン(このガイドラインが改正された場合にあっては、当該改正後のガイドライン)の内容を遵守すること。
- (2) 利用者が第9条各号に掲げる行為を行った場合、当該利用者、他の利用者、第三者及び区に生じた損害について責任を負うこと。
- (3) 区が必要に応じてサービスの利用に係る履歴を記録し、及び閲覧すること。

(サービスの利用)

第6条 サービスの利用は、無料とする。

- 2 サービスを利用するための機能を持った機器、付属機器及びそれらへ供給する電源(以下「機器等」という。)は、利用者が持参するものとする。
- 3 サービスを利用するために必要な機器等の操作は利用者が行うものとする。
- 4 利用者は、サービスの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成11年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(利用者へのサービス停止措置)

第7条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) サービス利用場所以外の場所又はサービス利用時間以外の時間(第3条第3項の規定による当該サービス利用時間の変更があった場合は、当該変更後の時間以外の時間)においてサービスを利用した場合
- (2) 第9条各号に掲げる行為を行った場合
- (3) その他管理責任者がサービスの利用を停止することが必要と判断した場合

(提供の制限)

第8条 管理責任者は、サービスの利用履歴等に関する一切の情報を、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から提供を求められた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、法令に基づき提供を求められた場合

(禁止事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者及び区のあらゆる権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 前号のほか、第三者及び区に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為及びそのおそれのある行為

- (4) 他者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) サービスを利用した営利を目的とする行為
- (7) 公序良俗に反する行為及びそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (8) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為及びそれらのおそれのある行為
- (9) サービスを利用する時期が選挙期間であるか否かにかかわらず、選挙運動又はこれに類する行為
- (10) 性風俗、特定の宗教又は政治に関する活動
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、サービスを通じ、又はサービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (13) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量のデータの通信
- (14) サービスを利用するために必要なパスワード等の情報を利用者以外に拡散する行為
- (15) ゲーム、電子商取引等の施設では相応しくない行為
- (16) 他の利用者と共に組織的にサービスを利用する行為（管理責任者がその必要があると認めたものを除く。）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (18) その他庁舎管理上の支障があると管理責任者が認める行為

（免責）

第10条 区は、次に掲げる事項については、一切の責任を負わない。

- (1) サービスを利用して得た情報等の内容の真偽及び当該情報等の利用等により発生した損害
 - (2) サービスを利用した場合において、その提供の遅滞、変更、停止又は中止により発生した損害
 - (3) サービスの利用により生じた個人情報の漏えい、コンピュータウイルスの感染及び機器等に生じた機能の不具合並びにデータの消失等の損害
 - (4) サービスを利用することにより、他の利用者又は第三者との間で生じた紛争
 - (5) 機器又はソフトウェアの設定、規格又は種類その他これに類する事由により、サービスを利用できないことにより発生した損害
- 2 利用者がサービスを利用した際に有料の役務の提供を受けた場合は、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

（補則）

第11条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は管理責任者が別に定める。